

三木町告示第89号

三木町東京圏UJIターン移住支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年4月1日

三木町長 伊藤 良春

三木町要綱第35号

三木町東京圏UJIターン移住支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

三木町東京圏UJIターン移住支援事業補助金交付要綱（平成31年三木町要綱第21号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「東京圏」の次に「（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）」を加え、同条第2項中「補助金」を「移住支援金」に改める。

第2条第1号中「デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ（移住・起業・就業型））」を「新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金（移住・起業・就業型））」に改める。

第3条の見出し中「補助」を「移住支援金」に改め、同条第1項中「補助金」を「移住支援金」に、「補助対象者」を「移住支援金対象者」に改め、同条第2項第1号中「条件不利地域」の次に「（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村、及び平成22年から令和2年の人口減少が10%以上の市町村をいう。以下同じ。）」を加え、同号アを次のように改める。

ア 本町へ住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合に会っては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）

第3条第2項第1号イ中「していたこと。」を「していたこと」に改め、「できる。）」の次に「。」を加え、同項第3号中「アからオまで」を「アからキまで」に改め、同号イ中「外国人（）」の次に「出入国管理及び難民認定法に定める」を加え、「、特別永住者」を「又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」に改め、同号ウ中「補助対象者」を「移住支援金対象者」に、「補助金」を「移住支援金」に改め、同号オを同号キとし、同号エ中「補助」を「移住支援金」に改め、同号エを同号カとし、同号ウの次に次のように加える。

エ 申請者は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、県及び本町が認める場合を除く。

オ 移住支援金対象者を含む全ての世帯員が、地方就職学生支援事業補助金（地方就職学生支援

事業補助金交付要綱第2条第1号に規定する地方就職学生支援事業として、香川県が本町に交付する補助金をいう。)を間接補助金として移転費の交付を受けていないこと。

第3条第3項第2号中「移住支援金」を「移住支援事業」に改め、同項中第3号を削り、第4号を第3号とし、同項第5号ア及びイ中「補助対象者」を「移住支援金対象者」に、「移住支援金の」を「移住支援事業の」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号中「移住支援金対象」を「移住支援事業対象」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第7号を第6号とし、同条第5項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 移住先でテレワークにより勤務する(原則、恒常的に通勤しない)こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。

第3条第6項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」を「下記「(1)支給対象者の要件」」に改め、「該当」の次に「し、かつ「(2)地域の担い手確保の要件」のいずれかに該当」を加え、同項第1号中「移住時に45歳未満であること。」を「支給対象者の要件」に改め、同号に次のように加える。

ア 次のいずれかに該当すること

① 三木町ふるさと住民票に登録し、ふるさと住民票事業として実施するイベントに参加している。

② 移住前に、三木町ふるさと思いやり寄附金を寄附している。

イ 移住前に三木町が香川県外又はオンラインで開催・出展した移住相談に参加し、移住に関する相談を行っていること。

第3条第6項第2号中「次のいずれかに該当すること。」を「地域の担い手確保の要件」に改め、同号ア中「三木町ふるさと住民票に登録し、ふるさと住民票事業として実施するイベントに参加している。」を「移住支援金の申請時において、農林水産業に就業している者。」に改め、同号イ中「移住前に、三木町ふるさと思いやり寄附金を寄附している。」を「移住支援金の申請時において、町内の自治会行事やイベント等に参加し、地域の担い手となる意思を持っており、かつ週20時間以上の無期雇用契約に基づいて、香川県内で就業し、申請時において同就業先に連続して3ヵ月以上在職している者。」に改め、同号イに次のただし書を加える。

ただし、次の各号に掲げる就業先を除く。

第3条第6項第2号に次のように加える。

① 国及び地方公共団体

② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業

③ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等

第3条第6項第3号及び第4号を削る。

第3条第7項中「補助金」を「移住支援金」に改め、同条第8項各号列記以外の部分中「補助」を

「移住支援金」に改め、同項各号中「補助」を「移住支援金」に、「世帯員全員」を「2人以上の世帯員」に改め、同条第9項中「補助」を「移住支援金」に改める。

第4条の見出し中「補助金」を「移住支援金」に改め、同条中「補助」を「移住支援金」に改める。

第5条第2項第1号中「顔写真付き身分証明書又はその写し」を「官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書で、本人の写真を貼付したもの又はその写し若しくはこれらに準ずる書類で町長が適当と認めるもの」に改め、同項第3号中「、永住者」を「、出入国管理及び難民認定法に定める永住者」に、「、特別永住者」を「又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」に改め、同項中第5号を削り、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 移住支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し(確実に振込可能となる情報(金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名)が確認できるもの)に限る。)

第5条第2項第6号中「様式第3号」を「様式第3号の1、様式第3号の2」に改め、同項第13号中「三木」を削り、同号を同項第15号とし、同項中第12号を第14号とし、第11号を第13号とし、第10号を第12号とし、同号の前に次の1号を加える。

(11) 東京23区内の大学等の在学期間の分かる卒業証明書等の書類(東京23区内の大学等へ通学していた者の場合)

第5条第2項中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 移住支援金対象者が第3条第6項の関係人口に関する要件を満たすものである場合は、就業証明書(関係人口に関する要件用)(様式第5号の1、様式5号の2)

第6条第1項中「補助金」を「移住支援金」に、「様式第5号」を「様式第6号」に改める。

第7条中「様式第6号」を「様式第7号」に、「補助金」を「移住支援金」に改める。

第8条(見出しを含む。)中「補助金」を「移住支援金」に改める。

第9条第1項本文中「補助金」を「移住支援金」に改め、同項ただし書中「補助金受給者の居住する」を削り、同項第1号中「三木」を「本」に改め、同条第3項及び第4項前段中「補助金」を「移住支援金」に改め、同項後段中「補助金」を「移住支援金」に、「様式第8号」を「様式第9号」に改め、同条第5項及び第6項中「補助金」を「移住支援金」に改める。

第10条第3項第2号及び第3号中「三木」を削り、同項第6号中「補助金」を「移住支援金」に改める。

第11条中「補助金」を「移住支援金」に改める。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号 別紙1を次のように改める。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号の2を削る。

様式第 3 号を第 3 号の 1 とし、次のように改める。

様式第 3 号の 2 を加える。

様式第 5 号の 1 を加える。

様式第 5 号の 2 を加える。

様式第 5 号を第 6 号とし、次のように改める。

様式第 6 号を第 7 号に改める。

様式第 7 号を第 8 号とし、次のように改める。

様式第 8 号を第 9 号に改める。

様式第 9 号を第 10 号とし、次のように改める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。ただし、改正後の要綱の第 3 条第 2 項第 1 号及び第 3 号、第 5 項、第 6 項及び第 5 条第 2 項第 7 号の規定は、この要綱の施行の日以後に転入した者について適用し、同日前に転入した者については、従前の例による

様式第1号（第5条関係）

三木町長

申請年月日 年 月 日

三木町東京圏U J I ターン移住支援事業補助金交付申請書

三木町東京圏U J I ターン移住支援事業補助金交付要綱に基づき、移住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

ふりがな			生年月日	
氏名			年 月 日	
住所	〒	電話番号		
メールアドレス				

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

世帯区分		単身世帯		2人以上世帯	世帯員のうち、18歳未満の人数			人
移住支援金の種類		就業 (一般)		就業 (専門人材)	テレワーク		関係人口	起業
世帯員氏名		続柄		生年月日			年齢	
				年 月 日				
				年 月 日				
				年 月 日				
				年 月 日				

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

別紙1「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A 誓約する	B 誓約しない
別紙2「三木町移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A 同意する	B 同意しない
申請日から5年以上継続して三木町に居住する意思について	A 意思がある	B 意思がない
(就業・起業の場合のみ記載) 申請日から5年以上継続して、就業・起業する意思について	A 意思がある	B 意思がない
(テレワークの場合のみ記載) 三木町への移住の意思について	A 自己の意思である	B 所属からの命令である
(関係人口の場合のみ記載) 【支給対象者の要件】のいずれにも該当する	A 該当する	B 該当しない
(関係人口の場合のみ記載) 【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当する	A 該当する	B 該当しない

※ 各種確認事項のBに○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

様式第1号 別紙1 (第5条関係)

三木町東京圏U J I ターン移住支援事業補助金の交付申請に関する誓約事項

- 1 三木町東京圏U J I ターン移住支援事業補助金に関する報告及び立入り調査について、三木町から求められた場合には、それに応じます。
- 2 補助申請者を含む全ての世帯員は、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではありません。
- 3 以下の場合には、三木町東京圏U J I ターン移住支援事業補助金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年未満に三木町外に転出した場合：全額
 - (3) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に三木町外に転出した場合：半額
 - (4) 申請者が第3条第3項又は同条第4項の就業に関する要件を満たす者である場合、移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - (5) 三木町東京圏U J I ターン移住支援事業補助金交付要綱及び起業等スタートアップ支援補助金(地域課題解決型)交付要領に基づく交付決定を取り消された場合：全額
 - (6) 三木町東京圏U J I ターン移住支援事業補助金交付要綱第9条第4項若しくは第5項に規定する書類の提出がない場合又は同条第3項に規定する調査等を拒否した場合等で補助金受給者が町内に居住していることが確認できない場合：全額
- 4 移住支援金の支給を受けた後に実施される三木町からの確認により、現況の報告を求められた場合には、それに応じます。

※ 報告の求めに応じないことをもって、当該支援金の支給対象から除くことはいたしません、担当課より詳細な資料の提供やヒアリング等を依頼させていただきます。

年 月 日

三木町長

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

就業証明書（就業に関する要件用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
応募受付年月日	
マッチングサイト掲載 求人（※）の場合	☐ 「ワクサポかがわ」掲載求人 ☐ 県のマッチングサイト掲載求人 該当する求人番号： — —
プロフェッショナル 人材事業又は先導的 人材マッチング事業 を利用している場合	目的達成後に離職することが前提ではない。 ----- ☐ プロフェッショナル人材事業 ☐ 先導的人材マッチング事業

三木町東京圏U J I ターン移住支援事業補助金に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、三木町の求めに応じて、香川県及び三木町に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

※ 移住支援金の対象として、香川県が「ワクサポかがわ」に掲載している求人又は他の都道府県が同都道府県の指定するマッチングサイトに掲載している求人をいう。

年 月 日

三木町長

※就業者

所在地

事業者名

代表者名

電話番号

担当者

就業証明書（テレワークに関する要件用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所 (移住前)	
勤務者住所 (移住後)	
勤務先部署の 所在地	
勤務先電話番号	
移住の意思	当該勤務者の移住は、所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等含む。）によるものではない
就業形態	週 20 時間以上のテレワーク ☐ 該当する ☐ 該当しない
交付金による 資金提供	当該勤務者にデジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型))又はその前歴事業による資金提供をしていない

三木町東京圏 U J I ターン移住支援事業補助金に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、三木町の求めに応じて、香川県及び三木町に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

年 月 日

三木町長 殿

※個人事業主・フリーランスの方向け

申請者

居住地

就業証明書（テレワークに関する要件用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

就労開始日	年 月 日					
就労時間 (固定就労の場合)	合計時間	☐ 月間		☐ 週間		時間
				(うち休憩時間		分)
	就労日数	☐ 月間		☐ 週間		日
	平日 時 分	～	時 分	(うち休憩時間		分)
	土曜 時 分	～	時 分	(うち休憩時間		分)
	日祝 時 分	～	時 分	(うち休憩時間		分)
就労時間 (変則就労の場合)	合計時間	☐ 月間		☐ 週間		時間
				(うち休憩時間		分)
	就労日数	☐ 月間		☐ 週間		日
	主な就労時間帯		時 分 ～ 時 分		(うち休憩時間 分)	
就労実績 (直近3カ月)	年 月 日/月、 時間/月	年 月 日/月、 時間/月	年 月 日/月、 時間/月			
特記事項（備考）						

※別途、開業届出済証明書等を添付ください。

年 月 日

※就業者用

三木町長 殿

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

就業証明書（関係人口に関する要件用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
就業先の条件	次のアからウまでに掲げる要件のいずれにも該当しない。 ア 就業先が国及び地方公共団体 イ 就業先が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第 11 項に規定する特定遊興飲食店営業又は同条第 13 項に規定する接客業務受託営業 ウ 就業先が暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等

三木町東京圏移住支援事業補助金に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、三木町の求めに応じて、香川県及び三木町に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

年 月 日

※個人事業主用

三木町長 殿

申請者
居住地

就業証明書（関係人口に関する要件用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

就労内容	
就労先住所	
就労先電話番号	
就労開始日	
就業先の条件	次のアからウまでに掲げる要件のいずれにも該当しない。 ア 就業先が国及び地方公共団体 イ 就業先が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第 11 項に規定する特定遊興飲食店営業又は同条第 13 項に規定する接客業務受託営業 ウ 就業先が暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等
特記事項（備考）	

※別途、開業届出済証明書等を添付ください。

発三第 号
年 月 日

様

三木町長

三木町東京圏U J I ターン移住支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった三木町東京圏U J I ターン移住支援事業補助金について、交付要綱の規定に基づき、以下のとおり移住支援金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

移住支援金 円

（備考）

- 1 三木町は、三木町東京圏U J I ターン移住支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。
 - ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - ・申請日から3年未満に三木町外に転出した場合：全額
 - ・申請日から3年以上5年以内に三木町外に転出した場合：半額
 - ・申請者が第3条第3項又は、同条第4項又は同条第6項の就業に関する要件を満たす者である場合、申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - ・起業等スタートアップ支援補助金（地域課題解決型）の交付決定を取り消された場合：全額
 - ・要綱第9条第4項若しくは第5項に規定する書類の提出がない場合又は同条第3項に規定する調査等を拒否した場合等で補助金受給者が町内に居住していることの確認ができない場合：全額
- 2 三木町は、三木町東京圏U J I ターン移住支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、関係する場所に立入り調査を行います。報告及び立入り調査に応じない場合、備考1に定める返還請求を行う場合があります。
- 3 フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について
 - ・この通知書はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
 - ・移住支援金の返還を請求された場合はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
 - ・移住支援金を受領した方に対するフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。
- 4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について
 - ・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
 - ・移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

第7号様式（第7条関係）

三木町東京圏U J I ターン移住支援事業補助金交付請求書

(アラビア 数字で記載し、頭書に¥の記号を付し、訂正しないでください。)

金 額		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
-----	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

内 訳

人世帯分： 円・18歳未満加算分： 円

上記の金額を請求します。

年 月 日

三木町長 殿

債権者

住 所 □□□-□□□□

(フリ ガナ)
氏 名

印

(法人の場合は、法人名及び代表者名)

支払の 方 法	口 座 振替払 ☐	銀行 (支) 店								現金払 ☐	隔地払 県外 送金 ☐	小切手払 ☐
		預金 種目	当座 ☐	普通 ☐	口座 番号							
		(フリガナ) 口 座 名 義										

お
ね
が
い

- 希望する方法の口の個所に✓印を付してください。
- 口座振替払は、預金口座のある金融機関の店舗名、口座番号及び口座名義を記載してください。
なお、預金種目欄にあっては、該当する預金種目の口個所に✓印を付してください。
- 現金払いは、指定金融機関の店舗名を記載してください。
- 請求者と受領者が委任により異なる場合は、受領権限についての委任状を添付してください。
- 印影届は、現金払いの場合に請求印と同じ印（代表受領者にあつては、代理受領の印）
- 請求金額の内訳書は、請求書をもって本書と割印の上、添付してください。

第 三 号
年 月 日

様

三木町長

三木町東京圏 U J I ターン移住支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付を決定した当該補助事業について、補助金交付決定の全部又は一部を取り消したので、三木町東京圏 U J I ターン移住支援事業補助金交付要綱第 9 条の規定により通知します。

記

1 補助事業の名称

三木町東京圏 U J I ターン移住支援事業

2 移住支援金受給者名

3 交付決定取消の理由

4 移住支援金返還額

円

年 月 日

三木町長 殿

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

一時的な勤務、転勤、出向又は研修等で他の市区町村へ転出することの証明書

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
一時的転出先（勤務先等）の 所在地	
一時的転出先（勤務先等）の 電話番号	
転出理由 ※いずれかに✓してください	一時的な勤務先の変更 ☐ 転勤 ☐ 出向 ☐ 研修 ☐ その他 ☐ （その他の内容
転出の期間	年 月 日～ 年 月 日
一時的な転出の内容 ※両方に✓してください	☐ 他の市区町村に転出する期間が1年以内であること ☐ 転出した者は、転居先で活動した後、転出前の就業先で勤務する予定であること

三木町東京圏U J I ターン移住支援事業補助金に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、三木町の求めに応じて、香川県及び三木町に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

※勤務者に対して移住支援金を支給した町担当課から、転出前の就業先又は一時的な転出先（勤務先等）に就業等の状況を確認する場合があります。

一時的な転出ではないことが明らかになった場合、勤務者に対して移住支援金の全額又は一部の返還を求める場合があります。

現況届

三木町長

年 月 日

届出人 (移住支援 金受給者)	ふりがな		連絡先	日中連絡の取れる電話番号 () — ※必ず記入してください
	氏 名			

現在の住所	〒 —
-------	--------

○「就業に関する要件（一般または専門人材）」「テレワーク要件」「関係人口に関する要件」「起業に関する要件」について、現在の就業状況（個人事業主を含む）を以下に記載すること。

事業所名	
勤務先所在地	
就業年月日	
雇用形態	(就業に関する要件(一般または専門人材)の場合) 週 20 時間以上の無期雇用契約 ☐ 該当する ☐ 該当しない (テレワーク要件の場合) 週 20 時間以上のテレワーク ☐ 該当する ☐ 該当しない (関係人口に関する要件、起業に関する要件) 就労状況に変更あるか ☐ ある ☐ ない
証明欄	この者は、本事業所で勤務していることを証明します。 年 月 日 (所 在 地) (事業所名) (代表者名) (電話番号) (担当者名)

※現在の住所地を確認するため、住民票の写しを1部添付してください。

※立入り調査等を拒否する場合は、移住支援金の交付決定を取り消し、既に交付した移住支援金の返還を命じる場合があります。

※移住支援金を受給した三木町担当課に当該年度の3月1日から3月31日の間に、この現況届を提出してください（移住支援金の申請日の次年度から5年間）。

※移住支援金の申請日から5年以内に三木町外に転出する場合は、移住支援金の返還対象になります。